

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年5月29日

世田谷区

1. 事業計画の概要

(1) 契約件名

経堂3丁目地区の公共用地活用にかかる住民ワークショップ運営業務委託

(2) 委託箇所

道路代替地

住所：世田谷区経堂三丁目25番先

面積：151.11㎡

(3) 対象地（別紙1「案内図」参照）

道路代替地を中心とした主要生活道路106号線（以下、「主106号線」という。）及びその沿道周辺

(4) 事業の目的と概要

本事業は、主106号線道路事業に伴う公共用地利用にあたり、検討区域内のみどりの現状・課題・ニーズについて地域住民の意見を把握し、みどりの創出と地域コミュニティ形成の観点から、広場づくりの基本計画（案）策定に資することを目的とする。

基本計画（案）の作成では、住民参加のワークショップや主106号線周辺住民のアンケート調査を通して、意見の収集および合意形成を図りながら進める。

受注者は、本業務の目的を達成するため、自らの知見および実績を活かし、効果的な手法を提案し、区と協議のうえ実施するものとする。

(5) 履行期間（予定）

契約日から令和9年2月26日まで

2. 業務内容

本プロポーザルに関する委託事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 地域住民及び学校等と連携した広場づくりに関する業務

①地域住民、近隣学校、地域団体等と連携し、広場づくりに関する取組みの企画・提案を行うこと。

②近隣学校に限らず、町会、PTA その他地域団体等との連携を図り、地域参加の促進に努めること。

③現地周辺の住民及び団体等から、広場づくりに関わる中心的役割を担う人材の発掘及び育成に努めること。

(2) 広場活用及び地域交流に関する業務

①広場づくりに関する区民理解の促進に努めること。

②持続的な広場活用に向け、体験型イベント、みどりに関する学習会、ワークショップ等を企画・開催すること。なお、実施内容については、事前に区担当課と協議すること。

③地域住民等と連携し、広場空間の利活用及び魅力向上に資する企画・検討を行うこと。

(3) 広場周辺の道路空間及び景観形成に関する業務

広場周辺における「みどりの景観」の創出及び地域環境の向上を目的として、主106号線沿道の街路樹、植栽帯等に関するワークショップ等を企画・開催すること。なお、実施内容については、事前に区担当課と協議すること。

(4) 情報発信及び広報に関する業務

①広場づくり及び活動内容の周知を図るため、必要に応じてパンフレット、チラシ等の作成及び配布を行うこと。

②受託者が開設するホームページ又はSNS等により、必要に応じて情報発信を行うこと。なお、掲載内容については、事前に区担当課の承認を得ること。

(5) トラブル対応及び安全管理に関する業務

①参加者、地域住民等からの要望、苦情及びトラブル等に適切に対応すること。

②対応内容については、適宜、区担当課へ報告すること。

③判断に迷う事象又は重大な問題が発生した場合は、速やかに区担当課と協議すること。

(6) 計画書及び報告書等の作成

受託者は、次のとおり計画書及び報告書等を作成し、内容等の詳細については事前に区担当課と協議のうえ決定すること。

①実施計画書及び実施体制に関する書類

業務開始に先立ち、緊急連絡体制表、安全管理計画書、作業予定表等を区担当課へ提出すること。

②活動記録の作成

ワークショップ等の開催ごとに、参加人数、実施内容、課題等を整理した活動記録を作成し、区担当課へ提出すること。

③参加状況等の集計資料の作成

参加者の居住地域、年代構成等について、個人が特定されない形で集計・分析資料を作成し、適宜、区担当課へ報告すること。

④事業報告書

ワークショップ等の実施ごとに報告書を作成し、速やかに区担当課へ提出すること。また、年度末には実績を取りまとめた事業報告書を令和9年1月29日までに提出すること。

(7) ワークショップ等に必要な物品の管理及び補充

受託者は、ワークショップ、アンケート、ヒアリング等の実施に必要な消耗品について、委託料の範囲内で管理及び補充を行うこと。

(8) 人員配置

参加する区民等の活動を支援するため、必要に応じて、みどり、景観形成、地域活動支援等に関する専門的知識を有する者を配置すること。

(9) その他留意事項

①関係法令、条例（個人情報保護条例を含む。）及び規則を遵守するとともに、参加者等の安全確保及び施設保全に努めること。

②受託者は、善良な管理者の注意をもって円滑に業務を遂行し、必要に応じて業務改善に努めること。

- ③委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託先及び再委託内容について区担当課へ報告し、承認を得る事。
- ④業務遂行に伴い発生したごみ等については、適切に集積・管理し、区担当課の指示に従い処理すること。

3. プロポーザルの参加資格条件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。また、本条第4号又は第5号に掲げる者から委託を受けていない者。
- (5) 法人住民税（都道府県民税・区市町村民税）に滞納がないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 経堂3丁目地区の公共用地活用にかかる住民ワークショップ運営業務委託プロポーザル業者選定委員会の構成員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。なお、構成員は以下のとおり。

委員長	道路・交通計画部長	堂下 明宏
委員	道路・交通計画部道路事業推進課長	田波 剛
委員	みどり33推進担当部みどり政策課長	笠原 聡
委員	みどり33推進担当部公園緑地課長	中杉 広志
委員	世田谷総合支所街づくり課長	赤堀 弘幸

- (8) 受託者は、本業務を適切かつ円滑に遂行するため、以下に掲げる技術者等を配置すること。

①主任技術者

本業務全体の統括、区との調整及び業務進行管理を行う者を配置すること。

なお、主任技術者は過去5年間（令和3年度から令和8年度まで）に広場、公園、公共空間等に関する基本計画、ランドスケープ計画、まちづくり及び住民参加型業務等に従事した実績を有する者とする。

また、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（造園部門）、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）等の資格を有する者を配置すること。

② 担当技術者

本業務の実施にあたり、次に掲げる分野について、専門的知識及び実績を有する技術者等を配置すること。

ア ランドスケープ又は空間デザインに関する技術者

広場空間、景観形成、みどりの活用等に関する企画・検討能力を有する者。

イ 住民協働及びワークショップ運営に関する技術者

住民参加型の計画づくり、ワークショップ運営、合意形成支援等の実績を有する者。

ウ 地域連携及び情報発信に関する技術者

地域団体、学校等との連携、広報資料作成、SNS 等による情報発信に関する知識及び経験を有する者。

③ その他

ア 本業務の目的達成に資する技術者等については、追加配置の提案を妨げない。

イ 主任技術者及び担当技術者は兼務を可とする。ただし、各技術者等が十分に能力を発揮できる実施体制を確保すること。

4. 提案書の提出者を選択するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。参加資格の確認ができた者にはプロポーザル招請通知を送付し、参加資格の確認ができなかった者には提案書の提案者に選定されなかった旨を通知する。

5. 提案書を特定するための評価基準

- ・企業実績
- ・業務方針
- ・企業体制
- ・特定テーマに対する提案
- ・工程計画

6. 手続等

(1) 担当課

世田谷区道路・交通計画部道路事業推進課 担当 柿澤、飯田、六田

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎A棟3階A32番)

電話：03-6432-7943

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び方法

①交付期間

令和8年5月29日(金)～6月12日(金)(土日祝日を除く9時から17時まで)

②交付方法、場所

窓口配布

道路・交通計画部道路事業推進課道路事業推進担当 柿澤、飯田、六田

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎A棟3階A32)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和8年6月12日(金)まで(17時必着)

②提出場所

道路・交通計画部道路事業推進課道路事業推進担当 柿澤、飯田、六田

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎A棟3階A32)

③提出方法

持参または郵送

※持参の場合、受付時間は土・日曜、祝日を除く 9 時から 17 時までとする。

※郵送の未着事故については、区はその責を負わない。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和 8 年 7 月 10 日（金）まで（17 時必着）

②提出先

道路・交通計画部道路事業推進課

③提出方法

電子メール（電子メールアドレスは招請通知内にてお知らせする。）

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限る
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (6) 参加表明書、企画提案書の作成、提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (7) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (8) 選定されなかった場合においても、企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (9) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。
ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの区担当課の了解を得なければならない。
- (10) 企画提案書の内容は事業者の選定にのみ使用し、世田谷区はその提案内容に拘束されないものとする。
- (11) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。
- (12) 受託者は関係法令、条例（個人情報保護条例を含む）、規則を遵守すること。
- (13) 詳細は説明書による。

案 内 図



：主要生活道路 106 号線